

稲敷市小規模工事等契約希望者登録制度の概要及び

申請受付について

制度の目的	市が発注する工事及び修繕等の小規模な工事において積極的に業者選定の対象にすることにより、市内業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化に寄与することを目的としています。
登録の対象者	①稲敷市に住民登録があり稲敷市内に居住する者 ②稲敷市内に主たる事業所を置く者 【注意】 平成31・32年度分の建設工事入札参加資格審査申請を提出された方は、当制度への申請はできません。
小規模工事等の範囲	50万円未満の工事又は修繕 ※内容が簡易で履行が容易なもの
登録業種	建設業法第2条に規定する建設工事
工事等の例	ドア修繕、シャッター修繕、手摺修繕、破損ガラスの交換、網戸交換、外灯修繕、漏電修理、遊具等修繕、側溝蓋設置、漏水修繕など
業者選考見積依頼	50万円未満の工事又は修繕は、原則として小規模工事等契約希望者登録名簿に登載のあるものに依頼。ただし、登録名簿の登録業種に該当者が無い場合は、競争入札参加資格者名簿登載者に依頼。 【注意】 当面の間、小規模工事等契約希望者登録名簿及び、競争入札参加資格者名簿登載者に依頼。
受付期間	随時受付 ※下記の場所まで持参もしくは郵送により申請してください。 ※毎月20日までに申請のあったものは翌月から名簿に登載されます。
登録有効期間	平成31年4月1日 から 令和3年3月31日 までの2年間 ※2年ごとに現況調査を行い有効期限を更新します。
申請の配布	市のホームページからダウンロードするか、下記の場所でも配布します。
問合せ申請場所	〒300-0595 稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市行政経営部管財課 契約検査係 TEL029-892-2000 (代)